

2010年2月9日

徳島大学長 青野敏博殿

徳島大学教職員労働組合中央執行委員長
兼務 常三島地区職員代表者
中嶋信

徳島大学教職員労働組合中央執行副委員長
兼務 蔵本地区職員代表者
石村和敬

労働基準法改正に伴う 36 協定の改定について

拝啓

日々、徳島大学の発展のためにご尽力のことと拝察いたします。

さて、ご承知の通り、来る 4 月より、改正労働基準法が実施されます。改正では、特別条項付 36 協定を結ぶ場合には、特別条項分（月 45 時間超など）について、賃金割増率を定めること、時間外労働の短縮に努めること、などが定められました。

現在、本学における 36 協定の特別条項は、月 80 時間を 6 回までなどとなっております。これはいわゆる過労死認定基準と同等の時間外労働時間であり、社会通念上も好ましいものとはいえません。

そこで、今回の労働基準法改正を機に、時間外労働時間の短縮を目指し、4 月より新たな 36 協定として、以下のような内容を求めます。

- 1) 特別条項付 36 協定を締結する場合、その賃金割増率を 50% とすること。
- 2) 特別条項の適用の際には、過半数代表者に通知し、その理由や今後の改善策をあわせて説明すること。
- 3) 特別条項に規定する延長時間としては、一日最大 4 時間、月 60 時間を 6 回まで、年間 450 時間まで、程度とすること。
- 4) 時間外労働を短縮するための具体的な対策を提示すること。

今後とも適正な労使関係の継続を希望しています。

敬具